

私立学校施設高度化推進事業費補助金(利子助成)

— 指定避難所施設等の機能強化整備事業について —

私立学校施設高度化推進事業費補助金(利子助成)の概要

学校法人等が日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)の融資を受けて実施する施設整備事業等に対して、利子の一部について補助(利子助成)を行っている。



利子助成
対象

危険建物と認定された旧耐震基準
(昭和56年以前の建物)
の学校施設等の改築・改修事業

大学附属病院の
改築事業

指定避難所施設等の
機能強化整備事業

令和7年度
新たに
対象に追加

※令和7年1月1日以降の融資契約分より対象。

指定避難所施設等の機能強化整備事業について

学校法人等の計画的な施設整備を支援するため、避難所に指定されている私立学校施設等について、私学事業団の融資を活用して避難所機能を強化する施設整備等を行う場合、利子の一部を補助するもの。

①対象事業

校舎・体育施設等(災害時に地域住民等に開放される施設や共有スペースなど)の改築・改修事業、グラウンド整備 等

※学校施設の改築・改修事業の場合は、以下のような避難所の機能強化に資する整備事業を含むもの。
バリアフリー化(多目的トイレ、スロープの設置等)、備蓄倉庫、空調設備、自家発電設備、屋外防災施設 等

②対象施設

- 指定避難所、指定福祉避難所(災害対策基本法第49条の7)
- 指定緊急避難場所(災害対策基本法第49条の4)

③交付対象期間

学校法人等が借入金の交付を受けた日から起算して20年間

④利子助成率

貸付金利 — 0.5%

